

### 環境負荷の小さい自動車（税率が軽減される自動車（軽課））

令和3年度から令和4年度までに初回新規登録された以下の自動車は、**初回新規登録の翌年度に限り**税率が軽減されます。なお、**自家用乗用車については、令和4年度と令和5年度の軽課の対象が電気自動車等に限られます。**

対象車：令和3年度、令和4年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：令和4年度、令和5年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車	軽減率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車</li> <li>・燃料電池自動車</li> <li>・プラグインハイブリッド自動車</li> <li>・天然ガス自動車（平成30年排ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排ガス基準からNOx10%以上低減）</li> </ul>	標準税率より <b>概ね 75%軽減</b>

### 営業用乗用車については、下記の自動車も対象となります。

対象車：令和3年度、令和4年度に初回新規登録された営業用乗用車

軽課年度：令和4年度、令和5年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車		軽減率	
ガソリン車 LPG車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準	標準税率より <b>概ね 75%軽減</b>
	平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車	
ディーゼル車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準	標準税率より <b>概ね 75%軽減</b>
	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車	

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いになります。